

仙台市水道局再生可能エネルギー導入可能性調査業務委託
公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項

令和8年4月

仙台市水道局 施設課

1. 適用

本要項は、仙台市水道局再生可能エネルギー導入可能性調査業務を委託する事業者を、公募型提案審査随意契約（プロポーザル）方式により選出するにあたり、その募集手続き等に必要な事項を定めるものである。

2. 業務委託概要

(1) 業務委託名

仙台市水道局再生可能エネルギー導入可能性調査業務委託

(2) 委託業務の主旨及び業務内容

別添仕様書参照

(3) 履行期間

契約締結日の翌日（土日祝日の場合は直近の平日とする）から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

39,292,000円（消費税及び地方消費税込）

3. 提案の手続き等に関する事項

(1) 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- ・ 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て中又は更生手続中ではないこと。
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立て中又は再生手続中ではないこと。
- ・ 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年11月1日管理者決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。

(2) 質問受付及び回答

- ① 質問者：上記（1）の参加資格を満たしている者
- ② 受付期間：令和8年5月19日（火）正午まで
- ③ 質問方法：質問事項を「企画提案に係る質問書（様式1）」に記載し、「6. 問合せ及び書類提出先」まで電子メールにて送付し、電話にて送付した旨を連絡すること。
なお、電子メールでの質問は、題名の最初に【仙台市水道局再生可能エネルギー導入可能性調査業務委託への質問】と明記すること。
- ④ 回答：業務に直接関係する質問に対して、質問者に関する情報を伏せたうえで、令和8年5月26日（火）午後5時までに回答を仙台市水道局ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

① 提出期限：令和8年6月2日（火）午後5時まで

② 提出書類及び部数

- ・ 参加表明書（様式2）・・・1部
- ・ 会社概要（パンフレット等）・・・1部

③ 提出方法

上記の提出書類を「6. 問合せ及び書類提出先」に持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）とし、事前連絡の上、持参すること。
- ・ 郵送の場合は書留とし、封筒に「参加表明書在中」の旨を記載し、提出期限内必着のこと。

④ 留意事項

- ・ 提出期限までに参加表明書等が到達しなかった場合、企画提案書を提出できないものとする。
- ・ 参加表明書等により「3（1）参加資格」の確認を行い、参加資格を満たさない場合は企画提案に参加できないものとし、別途書面にて通知する。
- ・ 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は参加表明者の負担とする。
- ・ 参加表明書等提出後の差替え及び再提出は不可とし、提出書類は返却しない。

(4) 企画提案書の提出

① 提出期限：令和8年6月16日（火）午後5時まで

② 提出書類及び部数

- ・ 企画提案書（任意様式）・・・12部
- ・ 提案見積書（任意様式）・・・12部

③ 提出方法

上記の提出書類を「6. 問合せ及び書類提出先」に持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）とし、事前連絡の上、持参すること。
- ・ 郵送の場合は書留とし、封筒に「企画提案書在中」の旨を記載し、提出期限内必着のこと。

④ 企画提案書

- ・ 企画提案書はA4版片面印刷で任意様式とする。
- ・ 以下の「記載内容」に加え、表紙、目次を作成すること。
- ・ 表紙には題名を「仙台市水道局再生可能エネルギー導入可能性調査業務委託」と記載し、提出日、提案者名を記載すること。
- ・ 表紙、目次を除き16ページ以内とし、ページ番号を付すること。

【記載内容】

A. 業務遂行体制

- ・プロジェクト体制図（統括責任者・主担当・サブ担当を明示）、各構成員の役割・担当範囲、協力会社がある場合はその専門性と担当範囲、主要技術者の経歴
- ・再エネ導入可能性調査（水道施設・地方公共団体等）の実績、調査に基づき実際に導入（整備・PPA 導入等）に至った事例がある場合はその概要（施設規模、発電方式、導入効果等）を記載すること

B. 本業務に対する考え方・取組方針

- ・本調査の目的の理解、調査対象施設の特徴に配慮した観点、本業務で求められる成果の認識
- ・スケジュール（中間報告・打合せの実施時期・内容含む）、工期遅延リスクとリスク回避策
- ・使用するデータや分析・評価方法
- ・対象施設の中から調査対象を選定する場合は、施設特性や脱炭素効果の観点を踏まえた選定基準及び選定に至るプロセスを明確に示すこと

C. 成果品の構成

- ・報告書の章立て、導入可否判断の根拠を示す整理方法

D. 水道施設特有の検討事項

- ・水道施設の構造・運転条件及び電力需要を踏まえた検討方法
- ・断水リスクや運用制約、安全面に配慮した再エネ導入の検討方法

E. その他（任意）

業務の円滑な実施に資すると考える独自の提案、工夫、支援方法等があれば記載すること

※別添仕様書「3. 業務内容」及び上記「記載内容」に対応できない部分がある場合は、提案の際にその旨を明記すると共に代替案を提案すること

⑤ 提案見積書

- ・提案見積書はA4 版片面印刷で任意様式とする。
- ・提案見積書は総額（消費税及び地方消費税含む）標記とし、別添仕様書「3. 業務内容」の項目毎の費用、消費税等の内訳を記載すること。なお、「3.3 導入可能性調査」においては調査対象施設毎（浄水施設、送配水施設、庁舎、局未利用地）の内訳がわかるように記載すること。
- ・提案見積書には主たる事務所の所在地、事業者名、代表者名及び提出日を記載し、12 部のうち1 部は代表者印を押印すること。
- ・提案見積書の宛先は「仙台市水道事業管理者」とすること。
- ・提案した内容で業務を行う前提で見積ること（消費税及び地方消費税含む）。

⑥ 留意事項

企画提案書の作成、提出にあたっては以下の事項に留意すること。

- ・企画提案には実際に受託した場合に実施または検討が可能である内容を記載すること。
- ・第三者の保有する技術等を含む提案を行う場合は、提案者において技術等の所有者の承諾を得た上で企画提案書に技術等の権利の所有者を記載すること。なお、発注者が審査の過程

において第三者に事実確認を行うことがある。

- ・ 企画提案に関して、第三者からの著作権、特許権、その他知的財産権等の侵害の申立てを受けた場合、すべての責任は提案者に帰するものとする。
- ・ 企画提案書の作成及び提出に関する費用、その他一切の費用は企画提案書提案者の負担とする。
- ・ 提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台第 80 号）の対象文書となる。また、提出期限後の企画提案書の返却は行わず、本局の責任において処分する。
- ・ 提出期限後の企画提案書の差替え、再提出は認めない。
- ・ 本プロポーザルにおいて、提出する書類に虚偽の内容を記載した場合には、参加資格、提案を無効とする。

⑦ その他

- ・ 発注者は提出された企画提案書を提案者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。ただし、提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲内において複製を行う場合がある。
- ・ 発注者は企画提案書以外に審査に必要となる書類の提出を求める場合がある。

4. 提案の審査及び契約の方法

(1) 審査方法

受託候補者は、「仙台市水道局再生可能エネルギー導入可能性調査業務委託企画提案選考審査会」（以下「審査委員会」という。）が、企画提案書等、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に審査し選定する。プレゼンテーション及び質疑応答は以下の通り実施する。

① 日 時：令和 8 年 6 月 25 日（木）（予定）

② 会 場：仙台市水道局本庁舎内

③ 出席者：統括責任者を含む 4 名以下とする。

（協力事業者等に属する者についても本業務の従事予定者については出席可とする。）

④ 留意事項

- ・ プレゼンテーション及び質疑応答の日程と会場は上記の予定としているが、詳細については参加表明書を提出した参加資格を満たす事業者に別途通知する。
- ・ プレゼンテーションにあたっては、企画提案書の他に紙媒体の配布資料（以下「配布資料」という。）を用いることができる。その場合、配布資料は 12 部用意すること。
- ・ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。PowerPoint 等による実演等、パソコン及びプロジェクターを用いた説明が可能である。
- ・ 本市で用意する機器は、スクリーン及びコンセント（電気延長ケーブル含む）のみとし、パソコン、プロジェクター、ケーブル（パソコンとプロジェクターを接続するもの、持参機器の電源ケーブル等）については提案者が用意すること。
- ・ 1 者あたりのプレゼンテーションは 30 分以内（厳守）とし、引き続き審査委員による質疑応答（20 分程度を予定）を実施する。

(2) 審査基準

受託候補者の特定にあたり、本局において審査委員会を設置し、企画提案書等、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に以下の評価項目について評価する。

【評価項目及び配点】

評価項目		評価内容	配点	
A	業務遂行体制	ア	<ul style="list-style-type: none"> 事業者及び協力事業者等の担当業務が適切に分担されており、業務の実施に十分な人員体制となっているか。 業務を確実に遂行するために必要な能力を有する統括責任者及び担当者を配置し、適切に業務が分担されているか。 	10
		イ	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設や地方公共団体の再エネ導入可能性調査など、本業務に関連する実績があるか。 過去の導入可能性調査において、実際の導入に結び付いた実績を有しているか。 	10
B	本業務に対する考え方・取組方針	ウ	<ul style="list-style-type: none"> 業務の目的、課題の認識が適切であるか。本市水道局の現状を踏まえた業務の取組方針となっているか。 	10
		エ	<ul style="list-style-type: none"> 業務遂行手順が最終的な成果物に至る明確な手順となっているか。委託期間を勘案した実現性の高いものになっているか。 	10
		オ	<ul style="list-style-type: none"> 必要なデータが整理され、分析・評価の方法が明確で、本業務の目的に照らして有効な提案となっているか。 	10
		カ	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象とする施設の選定基準及び選定プロセスが明確に示されており、脱炭素効果の観点を踏まえた合理的かつ現実的な重点化となっているか。 	10
C	成果品の構成	キ	<ul style="list-style-type: none"> 報告書の章立てが明確で、導入可否や優先度が意思決定に活用できる形に整理されているか。 	10
D	水道施設に関する理解	ク	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設特有の構造、電力需要等が適切に整理されており、施設の特性に基づき、調査条件や分析手法に合理的な反映がなされているか。 	10
		ケ	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設固有の制約や再エネ導入時の運用リスク等が体系的に示されているか。 	10
E	独自性（創意工夫・付加価値）	コ	<ul style="list-style-type: none"> 業務の品質向上や効率化に資する創意工夫が示されているか。 分析手法や評価方法に独自の視点や付加価値が認められるか。 	10
合計			100	

【受託候補者の特定】

最も優れた企画提案及び受託候補者は、企画提案の評価結果を基に以下の手順で特定する。

- ① 企画提案選考審査会委員（以下「審査委員」という。）が「4. (2) 審査基準」の評価項目について100点満点で評価する。審査委員全員の合計点数が最も高い提案をした事業者を本業務の受託候補者として特定する。
- ② ①において、同一点数により一事業者を特定できない場合、同一点数となった企画提案の評価のうち、「B. 本業務に対する考え方・取組方針」、「D. 水道施設に関する理解」の項目における審査委員の合計点数が高いものを上位とし、受託候補者を特定する。
- ③ ②において、同一点数により一事業者を特定できない場合、同一点数となった企画提案の評価のうち、「A. 業務遂行体制」の項目における審査委員の合計点数が高いものを上位とし、受託候補者を特定する。
- ④ ③において、同一点数により一事業者を特定できない場合、同一点数となった企画提案の評

価のうち、「C. 成果品の構成」、「E. 独自性（創意工夫・付加価値）」の項目における審査委員の合計点数が高いものを上位とし、受託候補者を特定する。

⑤ ④において、同一点数により一事業者を特定できない場合は審査委員会において協議の上、受託候補者を特定する。

⑥ ①～⑤に関わらず、評価項目A～Dのいずれかにおいて、審査委員全員が0点の評価をしたものがある場合は、受託候補者として選定しない。

【審査の対象外】

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとし、当該事業者には通知する。なお、受託候補者が参加資格を失った場合には、次順位の者と手続きを行う。

- ・ 提出期限までに提出書類が届かなかった場合
- ・ 提案者が参加資格を満たさない、又は業務委託契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
- ・ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ・ 提出書類に虚偽または不正な記載があった場合
- ・ 提案見積額が委託料上限額を上回っている場合

(3) 審査結果

- ・ 審査結果については、プロポーザルを実施したすべての事業者に対して郵送により書面で通知する。また、最も優れた企画提案に特定した企画提案書の提出者に対しては、受託候補者である旨を併せて通知する。
- ・ 選定されなかった提案者は、結果通知日から7日以内（土日・祝日を除く）に書面（任意様式）により、その理由の説明を要求することができる。回答は要求書を受理した日から10日以内（土日・祝日を除く）に書面により通知する。

(4) 契約の方法

受託候補者と委託内容等について協議の上、委託契約（随意契約）を締結する。委託契約の業務内容は、仕様書に基づき受託候補者から提出された企画提案書の内容を加味した上で協議の上決定する。なお、協議が整わない場合、受託候補者決定から契約締結までの手続き期間に辞退の申し出があった場合、又はプロポーザル参加資格の喪失が明らかになった場合は、順次審査結果の次点者を繰り上げ、協議の上委託契約を締結する。

(5) 契約保証金

契約金額の10分の1以上とする。

5. スケジュール

令和8年4月24日(金)	企画提案募集開始
令和8年5月19日(火) 正午(必着)	質問受付期限(5月26日までに回答する)
令和8年6月2日(火) 17時(必着)	参加表明書提出期限
令和8年6月16日(火) 17時(必着)	企画提案書及び見積書提出期限
令和8年6月25日(木)	プレゼンテーション・質疑応答(予定)
令和8年7月上旬	審査結果の通知
令和8年7月下旬	業務委託契約締結

6. 問合せ及び書類提出先

仙台市水道局 浄水部 施設課 電機係
〒982-8585 仙台市太白区南大野田 29-1
電話:022-304-0047
電子メール:sui072290@city.sendai.jp